

第1条（適用）

- 1 指定場所ダイレクト利用規約（以下「本規約」といいます。）は、日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）が別に締結した運送業務委託契約（以下「運送契約」といって、運送契約に附隨して締結した覚書その他の約定を含みます。）に基づき運送を受託する荷物のうち、当社が別に定める荷物のお届け先の場所（以下「指定場所」といいます。）に置くことにより配達する取扱い（以下「本サービス」といいます。）をするものに関し、運送契約に附隨して必要な特約事項を定めるものです。
- 2 本規約では、本サービスを利用して荷物を差し出すお客さま（以下「利用者」といいます。）に遵守していただく事項が定められています。
- 3 利用者は、次条第1項に基づく利用申込みを行った時点又は次条第3項に定めるとおり本サービスを利用して荷物を差し出した時点をもって、あらかじめ本規約に同意したものとみなし、本規約は当社と利用者との間で適用されるものとします。
- 4 本規約に定めのない事項については、ゆうパック及びゆうパケット約款（運賃料金表を含み、併せて運送約款といいます。以下同じとします。）又は運送契約の定めるところによります。
- 5 当社は、本規約を隨時変更することができるものとします。この場合において、当社は、変更適用日及び変更後の本規約を当社の指定するwebサイトに掲載し、又は書面その他の媒体により利用者に通知するものとし、変更適用日後も利用者が本サービスの利用を継続した場合には、利用者が本規約の変更に合意したものとみなし、当社と利用者との間では、本規約の変更後の内容が効力を生じるものとします。ただし、変更適用日の前に差し出された荷物については、差出時点での本規約の内容が適用されるものとします。

第2条（利用の許諾）

- 1 本サービスを新たに利用しようとする者（以下、本条において「利用申込者」といいます。）は、当社所定の方法により当社に対し本サービスの利用申込みを行っていただきます。
- 2 本サービスの利用に関する契約（以下「本利用契約」といいます。）は、前項の規定による利用申込みを当社が承諾したときに成立するものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず、ゆうパックプリントR、ゆうパックプリントSky及びゆうパック送り状作成システム（以下「当社指定印字システム」といいます。）を使用して本サービスを利用する場合は、当社指定印字システムを使用して印字された宛名ラベルにより荷物を差し出した時点をもって利用申込みをしたものとみなし、当社による当該荷物の引受をもって当社の承諾とみなします。
なお、ゆうパックプリントSky及びゆうパック送り状作成システムで本サービスの機能を利用する場合は、当社所定の方法により、当社に対し機能設定依頼の申出を行っていただきます。
- 4 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項又は前項の規定による利用申込みを承諾しないことがあります。この場合において、当社は、利用申込者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 利用申込者が第8条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは報道等により該当する蓋然性が高いと当社が認め、又は同項の表明若しくは確約に関して虚偽の事実を申告したとき。
 - (2) 利用申込者の責めに帰すべき事由により、運送契約その他の当社と利用申込者との間で締結した契約が解除され、又は解除された事実の存在が判明したとき。
 - (3) 当社の業務の遂行上又は技術上の支障があるとき。

(4) その他当社が不適当と認めたとき。

5 当社は、申込みを承諾しなかった場合において、その理由を利用申込者に開示する義務を負いません。

第3条（利用条件）

本サービスの対象とする荷物は、運送契約で定める条件及び次に掲げる条件のいずれかを満たすものに限ります。

(1) 元払のゆうパケットであること。

(2) 元払のゆうパックのうち、次に掲げるものであること。

ア 一般のゆうパック（ゆうパック運賃料金表に定める料金その他特別な料金の負担又は取扱いを要しないものをいいます。）

イ 重量ゆうパック（重量ゆうパック運賃料金表を適用するものをいいます。）

ウ ゆうパック約款第3条(4)に定める配達希望時間帯の表示があるものにあっては、当該表示がないものとみなして支障のないものであること。

エ 生鮮品その他当社において本サービスの利用に支障があると認めた物を内容とするものでないこと。

第4条（利用方法）

1 本サービスの利用方法は、次の各号に定めるところによります。

(1) 利用者は、本サービスを利用する荷物を差し出そうとする場合、当社指定印字システム又は当社があらかじめ承認する印字システム等により、指定場所ダイレクトを利用することの表示及び配達する指定場所を、当社の指定する方法により宛名ラベル等に記載します。

(2) 利用者は、本サービスを利用した厚さ3cm以下のゆうパケットを差し出そうとする場合は、配達する指定場所の第1候補は郵便受箱を指定します。

2 当社指定印字システムの利用に関しては、当社が別に定める当該システムの利用規約の定めるところによります。

3 当社は、利用者が指定した指定場所に荷物を配達し、当社所定の書面を郵便受箱に投函（荷物が郵便受箱に配達された場合を除きます。その他、当社が適当と認める方法を含みます。）した時点で、荷物の配達が完了したものとみなします。

第5条（免責事項）

1 当社は、本サービスの取扱いにより配達が完了した荷物について、その配達完了後に発生した滅失若しくはき損又は荷物に表示された情報の漏えいによる損害について一切の責任を負わないものとし、当該事由により発生した紛争等については、利用者の責任において解決するものとします。

2 当社は、次の各号に掲げる場合には、荷物の指定場所への配達を中止し、又は延期することがあるものとします。

(1) 運送約款の規定により、初回配達前に荷物の配達先が変更された場合

(2) 荷物が第3条に規定する条件を満たしていない場合

(3) 荷物の宛名ラベル等が前条第1項に規定する方法により作成されていない場合

- (4) 当社が指定場所を確知できず、又は指定場所に立ち入れない場合
- (5) 当社が指定場所に荷物を安全に配達できない又は指定場所が荷物を配達する場所として適當ではないと判断した場合
- (6) 天災その他当社の責めに帰すことのできないやむを得ない事由が発生した場合

第6条（解約及び失効）

運送契約が期間満了その他の事由により失効した場合には、本利用契約も失効します。ただし、本サービスの利用に支障がないと当社が認める他の運送契約があるときは、この限りではありません。

第7条（サービスの終了等）

当社は、利用者に事前に通知することなく、本サービスの提供について、変更、停止又は終了できるものとし、これにより利用者に生じた損害等について、当社はその責任を一切負わないものとします。

第8条（暴力団等の排除等）

1 利用者は、自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいいます。以下本条において同じとします。）又は当社との取引に係る委託先（委託が数次にわたるときは、その全てを含みます。次項及び第3項において同じとします。）若しくはその役員等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、本項において「暴力団等」といいます。）であること。
 - (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係（郵便の業務に係るものをお除きます。）を有すること。
 - (6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 利用者は、当社との取引に関して自己若しくは自己の役員等又は委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 露迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、利用者若しくは利用者の役員等又は当社との取引に係る利用者の委託先若しくはその役員等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは同項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告

をしたことが判明し、又は当社との取引に関して前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、利用者に対して何らの催告をすることなく、本利用契約を解除することができるものとします。運送契約についても、同様とします。

第9条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、本利用契約に基づく自己の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

第10条（準拠法）

本規約は、日本国の法令に準拠して解釈されるものとします。

第11条（裁判）

本規約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

2022年3月25日 制定・実施

2025年3月31日 改正